様式第２号（政務活動実施報告書）

２５年　１１月　６日

井原市議会議長
　　宮地　俊則　　様

井原市議会議員　宮地　俊則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

１．実　施　期　間	平成２５年１０月２９日（火）～１０月３０日（水）
２．研修会等の開催地または視察、要請・陳情活動先	大阪市東淀川区東中島 　新大阪丸ビル別館
３．研修会等の名称または視察、要請・陳情活動内容	地方議会研究会 　「議会改革集中講座」
４．研修会等の講師名または視察、要請・陳情活動先の担当者名	廣瀬　和彦
５．活　動　内　容	別紙のとおり

１．報告書は、政務活動終了後２週間以内に提出すること。
２．活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

政務活動実施報告書

井原市議会議員　　宮地俊則

１．実施期間　　10 月 29 日（火）～10 月 30 日（水）

２．開催地　　大阪市東淀川区東中島　新大阪丸ビル別館

３．研修会の名称　地方議会研究会「議会改革集中講座」

４．講師名　　廣瀬和彦　明治大学政治経済学部講師
明治大学公共政策大学院講師

５．活動内容

〇議会基本条例の意義・役割
・議会基本条例策定の効果
・議会報告会、市民討議会
・反問権、自由討議の導入

所感
まず、今回私がこの講座に参加した理由と目的です。
この講座への参加者は条例未制定の議会が多く、廣瀬教授もそうした議会を対象として話されていました。条例制定後 3 年を迎える私が、何故今さらこうした講座をわざわざ受講したのか？　それは今一度、条例の基本や理念は何だったのか、確認したかったからです。つまり、条例制定に対する自分自身への検証といえるものです。
内容は条例全般に渡っての幅広い講義でしたので、私自身が「その通り！」と頷いたり、「あれ？」と疑問に感じたり、「なるほどそうだったのか！」と感じさせられることが数多くありました。そうした意味からも大変貴重な講義を受講させて頂くことができ、これからの議会改革、議会運営に大いに参考になるものと思います。

〇議員報酬の問題点

・議員報酬の意義や歴史

・議員報酬を巡る状況

・議員報酬算定の基準方式

まとめ

議員報酬の意義や決定要因、報酬審議会の参考基準、諸外国との比較、統計からの平均や推移などの詳しい内容でした。また、議員報酬を巡り紛糾した議会の例など興味深い事例も紹介され、いろいろ考えさせられました。そして、一つの基準となる算定方式も詳しく勉強することができました。

通じてこれまで我々は報酬と定数の問題を一緒に議論していましたが、これについては、全く別々に議論すべきとの思いに至りました。また、こと報酬の問題は市民に納得してもらえなくても、理解してもらえるように議会として最大限説明していく必要がある、との思いを強くしました。一朝一夕に結論の出る問題ではありませんが大変参考になる講義でありました。